

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律における規制措置の施行について

1 経過

建築物におけるエネルギーの消費量が増加していることを契機として、平成27年7月に「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」（以下「建築物省エネ法」という。）が制定され、省エネ性能向上計画認定などの誘導措置については、平成28年4月1日から施行された。

2年目施行として、省エネ基準適合義務などの規制措置が、平成29年4月1日から施行される。

2 2年目施行の概要

(1) 省エネ基準適合義務

対象：2,000㎡以上の非住宅建築物

ア 新築、増改築時に、建築物のエネルギー消費性能基準へ適合させる

イ 基準適合について、所管行政庁又は登録省エネ判定機関の適合性判定を受ける

※適合性判定を受けていない建築物は、建築基準法の確認済証の交付を受けることができない。

(2) 届出義務

対象：300㎡以上の建築物

新築、増改築時に、省エネ性能確保のための構造及び設備に関する計画を所管行政庁へ届出する

3 今後の予定

平成29年4月1日 建築物省エネ法の規制措置の施行